

# 王慈園訪問看護ステーション料金表

## 訪問看護

(単位:円)  
平成27年4月更新

### 1 介護保険の場合

- 介護報酬告示上の額の1割あるいは2割(介護保険負担割合証の割合)を徴収する。
- 支給限度額を超えるサービス(訪問回数増など)は全額負担。

○看護職員による訪問(1回につき)

所要時間20分未満	310
所要時間30分未満	463
所要時間30分以上1時間未満	814
所要時間1時間以上1時間30分未満	1,117

○理学療法士等による訪問(1回につき)

所要時間20分	302
所要時間40分	604
所要時間60分	816

※准看護師の場合は、上記の90%の額となります。  
※早朝(午前6時から午前8時)または夜間(午後6時から午後10時)の場合は上記に25%が加算されます。  
※深夜(午後10時から午前6時)の場合は上記に50%が加算されます。  
※2人以上による訪問看護の場合に254円(30分未満)、402円(30分以上)が加算されます。  
※このほか、状況に応じて特別管理加算、緊急時訪問看護加算、ターミナルケア加算、複数名訪問加算、サービス提供体制加算、初回加算、退院時共同指導加算、看護・介護職員連携強化加算が算定される場合があります。詳しくはお尋ねください。

### 2 医療保険の場合

○基本療養費(1日につき)

週3日まで	5,550
週4日以降	6,550

○管理療養費

月の初日	7,400
月の2日目以降の1日につき	2,980

○情報提供書療養費

月	1,500
---	-------

○営業時間内の加算

夜間(午後6時から午後10時)・早朝(午前6時から午前8時)訪問看護加算	2,100
深夜(午後10時から翌6時)訪問看護加算	4,200

※厚生労働大臣が定める疾病の場合の利用制限はありません。例:末期悪性腫瘍、パーキンソン病関連疾患、頸髄損傷など  
※このほか、ご利用者の状態、同意により特別管理加算、難病等複数回訪問加算、24時間対応体制加算、長時間訪問看護加算等算定される場合があります。詳しくはお尋ねください。  
※サービス提供に伴うご利用者宅の水道光熱費は、ご利用者負担となります。  
※かかりつけ医の発行する訪問看護指示書料は医療機関でのお支払いとなります。

利用料の種類	徴収対象	利用料の額
基本利用料	・後期高齢者医療の対象者	・療養費の1割または3割(被保険者証で確認)
	・医療保険の被保険者	・療養費の3割
	・医療保険の被扶養者(70歳以上除く)	・療養費の1割・2割※または3割(高齢受給者証で確認)
	・義務教育就学前	・療養費の2割

# 王慈園訪問看護ステーション料金表

## 訪 問 看 護

(単位:円)  
平成27年4月更新

### 3 その他の利用料

#### ○交通費

医療保険の方のみ、1回あたり	100
市外の場合は市内を超える1km毎に ※加算	15

#### ○実費

保険外の看護、介護用品	実費
-------------	----

※ご利用者により軽減・減免措置となる場合があります。詳しくはお尋ねください。  
※医療費が高額となったときは、高額療養費制度により、負担金が払い戻される場合があります。  
詳しくはお尋ねください。